

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○県税等の収納事務の委託	(税務課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○認証食品の認証	(食産業振興課)	二
○保安林の指定の解除の予定に関する告示内容の揭示	(森林整備課)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	三
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	四
○予算の公表	(財政課)	五
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	六
○教育委員会 教育委員会 監査委員		六
○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表		七

## 告 示

○宮城県告示第六百三十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定により、県税等の収納事務を平成二十年三月二十四日次のとおり委託した。

平成二十年六月六日

### 一 委託した税目

#### 1 納税通知書により賦課徴収する次の税目

自動車税  
不動産取得税  
個人事業税  
鉾区税

2 前号に掲げる税目のほか、納付額又は納入額が確定した徴収金を、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目

法人県民税  
法人事業税

県民税利子割

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

特別地方消費税

料理飲食等消費税

県民税配当割

株式等譲渡所得割

産業廃棄物税

### 二 委託の相手方

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート  
茨城県土浦市小松二丁目十三番一号 株式会社ホットスパコンビニエンスネットワークス  
群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン  
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 株式会社テイリヤマザキ  
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社  
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン・イレブン・ジャパン  
東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローサーズチェーン株式会社  
東京都港区六本木一丁目八番七号 株式会社イーエム・ピーエム・ジャパン  
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート  
 神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ  
 愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号 株式会社ココストア  
 愛知県名古屋市中区錦三丁目二十番二十七号 株式会社セントラルファイナンス  
 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス  
 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポブラ

三 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百三十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十年七月七日	本吉町郡 大谷	午後一時三十分から午後四時三十分まで	本吉町大谷公民館
七月八日	本吉町郡 小谷	午後九時三十分から午後四時三十分まで	本吉町民総合体育館
七月九日	本吉町郡 歌津	午後九時三十分から午後四時三十分まで	歌津保健センター
七月十日	本吉町郡 志津川	午後九時三十分から午後四時三十分まで	志津川公民館
七月十一日	本吉町郡 志津川	午後九時三十分から午後二時まで	戸倉公民館
七月十五日	女川町郡 全区域	午前十一時から午後四時まで	女川町公民館
七月十六日	女川町郡 全区域	午前九時から午後二時まで	女川町公民館

○宮城県告示第六百三十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百十一	しそ巻き（みそ）	七福 代表 佐々木米子	七福	○大崎市三本木字西沢一八・一

二 認証年月日

平成二十年五月三十日

○宮城県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、平成二十年五月二十日付け森整第百二十八号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を東松島市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

- 東松島市大曲字沼尻一の一、二の一から二の三まで、二の六、一三、一四の一、一五の一、字土手下南一六九の四から一六九の六まで、一七〇の二、一七〇の三、一七一の一、一七二の二、一八一の一、字下台二二七の一から二二七の八まで

二 所在が不明である者の住所氏名

- 桃生郡鷹来村二二九番地 葛西慶蔵
- 桃生郡鷹来村一六七番地 相沢喜代治
- 桃生郡鷹来村一四〇番地 津田傳五郎
- 桃生郡鷹来村一四〇番地 相沢七之丞
- 桃生郡鷹来村一五八番地 津田勝蔵
- 桃生郡鷹来村一四三番地 津田勸兵衛
- 桃生郡鷹来村一八九番地 岩井健治
- 桃生郡鷹来村一五〇番地 小山廣吉
- 桃生郡鷹来村一八九番地 岩井永作

三 通知の内容

一の森林について、平成二十年五月二十日宮城県告示第五百七十八号で告示したとおり保安林の指定を解除する予定である。



竹浦の2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町竹浦字竹浦(次の図のとおり)
竹浦の1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町竹浦字竹浦(次の図のとおり)
川の上の4	急傾斜地の崩壊	石巻市小船越字志戸(次の図のとおり)
川の上の3	急傾斜地の崩壊	石巻市小船越字山畑次(次の図のとおり)
山畑の5	急傾斜地の崩壊	石巻市小船越字山畑次(次の図のとおり)
山畑の4	急傾斜地の崩壊	石巻市小船越字山畑次(次の図のとおり)
山畑の3	急傾斜地の崩壊	石巻市小船越字山畑次(次の図のとおり)
山畑の2	急傾斜地の崩壊	石巻市小船越字山畑次(次の図のとおり)
沢竹の浦3号	土石流	牡鹿郡女川町字竹浦次(次の図のとおり)
沢竹の浦4号	土石流	牡鹿郡女川町字竹浦次(次の図のとおり)
沢竹の浦2号	土石流	牡鹿郡女川町字竹浦次(次の図のとおり)
沢竹の浦1号	土石流	牡鹿郡女川町字竹浦次(次の図のとおり)
館下の2	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁字館下(次の図のとおり)
町館の1	急傾斜地の崩壊	栗原市若柳武鎗字町館(次の図のとおり)
屋敷田前	土石流	栗原市金成赤兎字屋敷田前(次の図のとおり)
湯の沢	土石流	栗原市栗駒鳥沢字湯ノ沢(次の図のとおり)
新山前沢2	土石流	栗原市栗駒鳥沢字新山前(次の図のとおり)
新山前沢1	土石流	栗原市栗駒鳥沢字新山前(次の図のとおり)
新山前沢1	土石流	栗原市栗駒松倉字小深田平(次の図のとおり)
小深田沢2	土石流	栗原市栗駒松倉字小深田平(次の図のとおり)

宮城県土木部防  
災砂防課及び宮  
城東部土木事  
務所

2 竹浦の2の急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町竹浦字竹浦(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び東 部土木事務所登 米地域事務所
竹浦の3の急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町竹浦字竹浦(次の図のとおり)		
竹浦の4の急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町竹浦字竹浦(次の図のとおり)		
大徳寺沢の土石流	登米市津山町横山字本町(次の図のとおり)		
加茂沢の土石流	登米市津山町横山字本町(次の図のとおり)		
参口沢の土石流	登米市津山町横山字本町(次の図のとおり)		

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
小原温泉沢の土石流	白石市小原字湯元(次の図のとおり)	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所
下戸沢の土石流	白石市小原字西愛宕下(次の図のとおり)	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所
花館沢の土石流	大崎市松山字千石花館(次の図のとおり)	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所
下町の沢2の土石流	遠田郡涌谷町字下町(次の図のとおり)	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所
小深田沢1の土石流	栗原市栗駒松倉字小深田平(次の図のとおり)	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所
柳津本町沢の土石流	登米市津山町柳津字本町(次の図のとおり)	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所

本町 急傾斜地の崩壊 登米市津山町横山字本町（次の図のとおり） 城東部土木事務所 登米地域事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所に於て縦覧に供する。

公告

○平成二十年三月三十一日専決処分した平成十九年度宮城県一般会計補正予算の要領を、次のとおりとする。

平成二十年六月六日

宮城県知事 佐 井 肇 規

平成19年度宮城県一般会計補正予算

第1表 歳入予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		282,500,000	1,310,000	283,810,000
	1 県 民 税	87,096,000	560,000	87,656,000
	2 事 業 税	75,299,000	420,000	75,719,000
	3 地 方 消 費 税	36,275,000	60,000	36,215,000
	4 不 動 産 取 得 税	8,232,000	280,000	8,512,000
	5 県 た ば こ 税	5,135,000	20,000	5,155,000
	6 ゴ ー ル フ 場 利 用 税	855,000	20,000	835,000
	7 自 動 車 税	34,922,000	0	34,922,000
	9 自 動 車 取 得 税	7,203,000	140,000	7,343,000
	10 軽 油 引 取 税	26,590,000	50,000	26,540,000
	12 核 燃 料 税	501,000	20,000	521,000

5 地方交付税		175,202,459	238,000	175,440,459
	1 地方交付税	175,202,459	238,000	175,440,459
10 財産収入		5,698,001	132,000	5,830,001
	2 財産売払収入	4,498,377	132,000	4,630,377
12 繰入金		19,966,205	2,854,000	17,112,205
	1 基金繰入金	19,656,368	2,854,000	16,802,368
14 諸収入		61,519,173	61,000	61,580,173
	5 収益事業収入	4,000,000	61,000	4,061,000
15 県債		88,634,744	1,113,000	89,747,744
	1 県債	88,634,744	1,113,000	89,747,744
歳入合計		795,072,204	0	795,072,204

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
総務債	32,353,444	1 30年以内償還を条件とし、借入先がこれにより、財政上の都合により、償還期限を短縮し、又は低利で借り換えることができる。	33,466,444	1 30年以内償還を条件とし、借入先がこれにより、財政上の都合により、償還期限を短縮し、又は低利で借り換えることができる。
		2 償還期限を短縮し、又は低利で借り換えることができる。		
		3 償還期限を短縮し、又は低利で借り換えることができる。		



地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。  
平成二十年六月六日

宮城県教育委員会

委員長 大村 康 一

一 日 時 平成二十年六月十三日 午後二時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

- 1 第三一八回宮城県議会議案に対する意見について
- 2 県立高等学校将来構想審議会への諮問案について
- 3 宮城県教育振興審議会委員の人事について
- 4 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について
- 5 職員的人事について
- 6 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員  
十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に限って行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇三三・一一一・三六一一）

監査委員

〇宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年6月6日

宮城県監査委員	嶋	山	和	純
宮城県監査委員	袋			正
宮城県監査委員	遊	佐		勘左衛門
宮城県監査委員	谷	地	森	涼
				子

記

1 監査委員の報告日  
平成20年2月15日

2 通知のあった日  
知事

平成20年4月18日

教育委員会委員長 平成20年4月18日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 財団法人慶長運欧使節船協会

① 監査委員の報告の内容

宮城県慶長使節船ミュージアム管理運営業務において、指定管理者基本協定書に規定される区分経理を行っていないこと及び当該業務に係る決算報告書の計数の根拠が明確になっていないことが認められたので、事業区分及び計数の根拠を明確にして経理する必要がある。

② 措置の内容

区分経理については、宮城県慶長使節船ミュージアム指定管理者基本協定書第12条のとおり訂正し、事業区分と計数についても、根拠を明確に整備するよう指導した。

今後、県費の区分経理を明確に行い、決算報告書の計数の妥当性を検証するよう指導した。

税務申告書と決算報告書では経費のとらえ方に違いがあったので、税務署と調整の上、申告の修正も含めて対応するよう指導した。

(2) 団体名 社団法人宮城県農業公社

① 監査委員の報告の内容

ア 出資金を下回る正味財産、当期一般正味財産増減額のマイナス計上及び経常収益の減少傾向が認められた。これらの現状を正しく認識の上、公社機能が十分發揮できるように、具体的な経営改善計画を策定し、その着実な推進を図り、財務内容の健全化に努める必要がある。

イ 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているもの、なお延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。

ウ 退職給付引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、適正に計上する必要がある。

<p>② 措置の内容</p> <p>ア 当該団体において、財務内容の健全化を図るため、平成20年1月に中期経営改善計画を策定した。今後は、計画内容の着実な実行について進行管理し、計画改善に向けた指導・助言を継続していく。</p> <p>イ 法的措置を含め、未収金の回収に努めているところであるが、定期的に進捗状況を把握しながら、今後も収納促進に努めるよう指導・助言を継続していく。</p> <p>ウ 中期経営改善計画の実行により財務内容の健全化を図り、早期に「引当金取扱要領」に基づいた引当金の計上を行うよう指導・助言を行う。</p> <p>(3) 団体名 社団法人宮城県林業公社</p> <p>① 監査委員の報告の内容</p> <p>ア 不適切な評価基準を用いた有価証券(株式)の評価が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>イ 未収金管理の不徹底が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>② 措置の内容</p> <p>ア 林業公社において、保有する株式の評価額の記載の方法について、今後検討し、改善するよう指導する。</p> <p>イ 林業公社において、過年度における未収金の計上に誤りを発見し、修正したもので、今年度から未収金の補助簿を整理するなどして、誤りが無いよう指導する。</p> <p>(4) 団体名 宮城県住宅供給公社</p> <p>① 監査委員の報告の内容</p> <p>精算未了の修繕預り金が認められたので、確認の上、適切に処理する必要がある。</p> <p>② 措置の内容</p> <p>会計科目上、収益に計上すべきものを預り金に計上したものであり、指摘後に振替処理するよう指導した。</p> <p>(5) 団体名 株式会社仙台台港貿易促進センター</p> <p>① 監査委員の報告の内容</p> <p>ア 繰越欠損金の増加が認められたので、オフイス、コミュニケーションセンター、ホール等施設の利用率向上のための具体的方策等を講じることにより、経営改善計画の着実な推進を図り、財務内容の健全化に努める必要がある。</p> <p>イ オフイス賃料等において、延滞売掛金が認められたので、収納促進に努める必要がある。</p> <p>② 措置の内容</p>	<p>ア 平成19年度末時点で貸オフイスへの入居率は75.9%となり、さらに平成20年9月のアウトレットモールオーブションにより、入居率のさらなる向上を目指すよう指導した。また、会社においては、財務内容の改善を図るべく平成19年6月に物流ターミナルの賃料の値上げを行っている。経費節減やオフイスの入居率向上等による更なる財務内容の健全化に努めるよう指導した。</p> <p>イ 延滞売掛金が発生している企業に対し、返済計画を作成させるとともに、定期的に訪問するなど相手方の状況を常に把握し、収納促進に努めるよう指導した。</p> <p>(6) 団体名 財団法人宮城県母子福祉連合会</p> <p>① 監査委員の報告の内容</p> <p>宮城県母子福祉センター指定管理者事業収支決算書に不適正な表示及び計数が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>② 措置の内容</p> <p>ア 平成20年度から支出内容に応じた支出科目に予算を計上し、適正な予算執行を行うよう指導する。</p> <p>イ 平成20年度から受講者負担金(ヘルパー受講)の実習費の送金等に係る費用は、県の委託料で賄い事業費の役務費に計上し、受講者から徴収させないよう指導する。</p> <p>ウ 平成19年度以降に係る法人住民税等については、当該年度内の予算で支出するよう指導する。</p> <p>なお、指摘のあった平成18年度法人住民税70千円については、平成19年度の予算および決算に計上するよう指導する。</p> <p>(7) 団体名 財団法人みやぎ婦人会館</p> <p>① 監査委員の報告の内容</p> <p>宮城県婦人会館管理運営業務において、県の承諾のない第三者委託契約が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>② 措置の内容</p> <p>指定管理を委託する段階で、宮城県婦人会館管理運営業務に係る協定書の遵守すべき事項について、受託者に認識を促すべきであったと考える。</p> <p>今後、適正な事務処理が行えるよう指導して参りたい。</p>
--	--